

# りすば豊橋 利用規約

改訂：平成 30 年 6 月 1 日

## 第 1 条（開館時間）

- ・ 午前 10 時～午後 9 時

## 第 2 条（休館日）

- ・ 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- ・ 年末年始（1 月 1 日～同月 3 日まで及び 12 月 29 日～同月 31 日まで）
- ・ 上記のほか、清掃その他特別の事情により臨時に休館する場合がありますので、ご了承ください。

## 第 3 条（受付方法）

### 1. 一般利用者の方

- ・ 有料施設を利用する場合は、券売機にて利用券を購入し、利用の都度受付に提出して、利用施設別リストバンドを受け取ってください。
- ・ 有料施設利用中は、必ずロッカーキーとリストバンドを携帯してください。
- ・ 一旦受付を出ると、再入場はできません。
- ・ 退館時に、リストバンドを受付に返却してください。

### 2. 高齢者

- ・ 有料施設を利用する場合は、券売機にて利用券を購入し、利用の都度受付に、本利用規約第 6 条に規定する市長が定める書類を利用券と共に提示して、利用施設別リストバンドを受け取ってください。
- ・ 有料施設使用中は、必ずロッカーキーとリストバンドを携帯してください。
- ・ 一旦受付を出ると、再入場はできません。
- ・ 退館時に、リストバンドを受付に返却してください。

### 3. 障害者(児)及び障害者(児)の引率者

- ・ 有料施設を利用する場合は、券売機にて利用券を購入し、利用の都度受付に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を利用券と共に提示して、利用施設別リストバンドを受け取ってください。
- ・ 障害者(児)の引率者は、障害者(児)が受付窓口で手続きを行う際、引率者であることを申し出て、リストバンドを受け取ってください。
- ・ 有料施設使用中は、必ずロッカーキーとリストバンドを携帯してください。
- ・ 一旦受付を出ると、再入場はできません。
- ・ 退館時に、リストバンドを受付に返却してください。

※高齢者とは、当施設を利用する日の属する年の 1 2 月 3 1 日までに 7 0 歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）

※障害者(児)とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

## 第4条 (利用方法)

### 1. 共通事項

- ・本施設の利用にあたっては、個人利用とし、施設全体又は施設の一部を専用で利用することはできません。
- ・場内での事故については、緊急処置以外での責任は負いかねますので、お互い事故防止には十分注意してください。
- ・場内での盗難、駐車場での万一の事故及び盗難については一切責任を負いませんのでご注意ください。
- ・場内への危険物及び火気の持ち込みは禁止です。
- ・許可無く場内外での寄付行為、宣伝行為、物品販売は禁止です。
- ・許可無く場内外でのチラシ、ポスター等の配布は禁止です。
- ・許可無く場内外での旗、のぼり等の掲揚、看板等の配置は禁止です。
- ・場内へのペット等動物の持ち込みは禁止です。
- ・伝染病疾患、酒気帯び、体調の悪い方、引率者のいない幼児及び小学校低学年の児童、他人に迷惑を及ぼす恐れのある方、その他施設の使用に支障があると認められた方は、本施設をご利用いただくことができません。
- ・暴力団関係者及び刺青をされている方の入館は固くお断り致します。
- ・指定場所以外での飲食は禁止です。また、飲食物及びアルコール類の持ち込みは禁止です。
- ・館内及び敷地内での喫煙は禁止です。
- ・館内は土足禁止ですので、必ず履物を下駄箱へお入れください。なお下駄箱の鍵は各自で保管いただき、万一紛失した場合は、鍵穴シリンダーの交換が必要なため、実費2,000円お支払いいただきますのでご了承ください。
- ・館内の写真ビデオ撮影は禁止です。
- ・館内の携帯電話の使用はご遠慮ください。
- ・更衣室ロッカーの鍵を紛失した場合は、鍵穴シリンダーの交換が必要なため、実費3,200円お支払いいただきますのでご了承ください。
- ・中学生以下の児童生徒が18時以降利用する場合は、必ず保護者（18歳以上であること。）が同伴してください。
- ・引率者の必要な障害者(児)の方は、障害者(児)1名に対して引率者が1名まで無料で入場することができます。なお、2名以上の引率者を必要とする場合は、受付でお申し出いただければ、障害者(児)1名に対して引率者2名まで無料で入場いただけます。
- ・他の利用者に迷惑をかけないよう指定管理者の指示に従ってご利用いただき、注意事項は必ずお守りください。

### 2. 温水プール

- ・小学校低学年以下の児童及び幼児の利用には、必ず保護者（18歳以上であること。）が同伴（同時に入水）してください。（保護者1名につき、小学校低学年以下の児童及び幼児は2名までとします。）
- ・日常生活で、おむつ及びそれに類するものを使用している方は、入場できません。
- ・保護者及び引率者の方も必ず水着を着用してください。
- ・プール内の浮具の使用は、ちびっこプール、ユニバーサルプールに限り許可しますが、大きさ、形状、又は混雑状況によって禁止することもありますので、必ず指定管理者の指示に従ってください。
- ・ビーチボール等遊具の持ち込みは禁止です。
- ・入水する場合は、必ずスイミングキャップを着用してください。

- ・ガラス製のゴーグルの使用は禁止です。
- ・履物、貴金属、ガラス製品その他の危険物は持ち込まないでください。
- ・イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪、ヘアピン、時計等の着用は禁止です。
- ・コンタクトレンズを装着したままでの入水は禁止です。
- ・眼鏡(めがね)を装着したままでの入水は禁止です。ただし、①ちびっこプールを利用する小学校低学年以下の児童及び幼児の保護者の方、②水中歩行用の流水プール及び25mプールのうち歩行コースを利用する方で、顔が水に浸からない運動をされる方、③ジャグジーを利用する方、については、眼鏡バンド等で眼鏡の落下防止の措置をとられていれば、入水することは可能です。
- ・化粧は更衣室で落としてからご利用ください。
- ・プールの水を汚す行為はしないでください。(サンオイル、日焼け止めの使用は禁止とし、手ぬぐい、タオル等をプールの中に入れてないようにしてください。)
- ・プールに入る前に必ずシャワーを通ってください。(石鹸、シャンプーを使用することはできません。)
- ・泳ぐ前に必ず準備運動をして体を慣らし、過度の負担がかからないようにお気をつけてください。
- ・プール内のコース表示に従いご利用ください。
- ・プールサイドやプール内では特に次のような行為は禁止とします。  
走る、ふざけあい、他人を水に沈める、浮具やビート板の投げあい、潜水、飛び込み
- ・緊急時以外、コースロープにさわらないでください。
- ・つば、たん等をプールやプールの溝に流さないようにしてください。

### 3.浴場

- ・着衣での入浴は禁止です。
- ・日常生活で、おむつ及びそれに類するものを使用している方は、入場できません。
- ・貴金属、ガラス製品その他の危険物及び遊具は持ち込まないでください。
- ・イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪、ヘアピン、時計等の着用は禁止とします。
- ・眼鏡(めがね)、コンタクトレンズを装着したままでの入浴は禁止とします。
- ・化粧は更衣室で落としてからご利用ください。
- ・浴槽の水を汚す行為はしないでください。(手ぬぐい、タオル等を浴槽内に入れてないようにしてください。)
- ・浴室内では特に次のような行為は禁止とします。  
走る、ふざけあい、他人を浴槽に沈める、潜水、飛び込み

### 4.トレーニングルーム

- ・初めて利用される方は、必ず指定管理者の指導を受けてください。
- ・屋内シューズ、汗をかいても良い服装、タオルを持参してください。
- ・水分摂取用のペットボトル、水筒の持ち込みは許可します。
- ・マシンを使い終わったら備え付けのタオルで汗を拭き取ってください。
- ・各マシンは台数が限られているため、譲り合ってご使用ください。
- ・音を立てないようにマシンを取り扱ってください。
- ・トレーニングの前後には、準備運動、整理運動を行ってください。

第5条 (利用料金)

1. 普通使用料、回数使用料及び障害者、高齢者の減額使用料

(単位：円)

使用区分		使用料		減額使用料	
		普通使用券	回数使用券	障害者使用券	高齢者使用券
		(1回)	(11枚つづり)	(1回)	(1回)
温水プール	大人	500	5,000	250	400
	小・中学生	200	2,000	100	
	幼児	100	1,000	50	
トレーニングルーム	大人	300	3,000	150	200
	中学生	100	1,000	50	
浴場	大人	500	5,000	250	400
	小・中学生	200	2,000	100	
	幼児	100	1,000	50	

- ※ 障害者(児)の引率者については、障害者(児)1名につき1名まで無料とする。
- ※ 複数の引率者が必要な場合は、障害者(児)1名につき2名まで無料とする。
- ※ 障害者(児)の引率者とは、障害者(児)の施設利用の補助にあたる者を言い、障害者(児)が施設を単独で利用できる場合は、同行者を引率者とは見なさない。

2. 豊橋市に住所を有する、学校教育法に定める特別支援学校が行う教育活動又は児童福祉法もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に定める下記福祉施設が行う福祉活動の一環として、プールを利用する者及びこれらの者の引率者は、事前に、「豊橋市資源化センター余熱利用施設使用料減免申請書」(以下、「申請書」という。)を提出することにより使用料が免除になります。

関係法令	施設種別
児童福祉法	障害児入所施設
	児童発達支援センター
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	社会福祉法人が運営する障害者支援施設
	社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業所

- ※ 利用申請は、利用日の一週間前までに、豊橋市保健所健康増進課あて申請書を持参し、写しを受け取ること。
- ※ 利用当日は、申請書の写しを受付に提示して、リストバンドを受け取ること。
- ※ 利用については、指定管理者の指示に従うこと。

#### 第6条（市長が定める書類）

規則第6条第3項に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）第92号第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5号に規定する運転経歴証明書
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- ・健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項に規定する被保険者証
- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項に規定する被保険者証
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項に規定する被保険者証
- ・その他市長が適当と認める書類

#### 第7条（経過措置）

本利用規約の施行の際、現に従前の敬老バッジ又はシルバー優待カードを所持する者に係る減免は、この規定の日から六月間は、第6条の規定にかかわらず、当該敬老バッジ又はシルバー優待カードをもって市長が定める書類とする。

#### 第8条（その他）

本規約に定めのない事項については、指定管理者の指示に従うこと。

以上